

大阪市 エレベーター防災対策改修補助事業

建築基準法施行令においてエレベーターに関する安全基準が改正された平成 26 年 3 月 31 日以前に設置されたエレベーターのうち、共同住宅に設置されているものについて、新基準（裏面参照）に適合するよう改修する場合、その改修費用の一部を大阪市が補助します！

補 助 概 要

補助対象となるエレベーター

次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物に設けられているエレベーターであること。

- 平成 26 年 3 月 31 日以前に建てられた建築物に設置されているもの
- 延べ面積の合計が 1,000 m²以上の建築物に設置されているもので、専ら共同住宅の用に供するもの（エレベーターが共同住宅以外の用途の階にも停止する場合、当該エレベーターの停止階の床面積の合計のうち、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が過半となっているものに限る。）
- 長期修繕計画又は維持保全計画が作成された建築物であり、かつ、その中でエレベーターを修繕項目として設定している建築物に設置されているもの
- 構造躯体が地震に対して安全な構造の建築物（耐震改修により、構造躯体が地震に対して安全な構造となることが確実であるものを含む。）に設置されているもの

補助金の額（補助率）

補補助事業の
対象となる経費に

23.0%

を乗じた額

補助金限度額

1 台につき、次の額（①～⑦は裏面参照）

①～⑤: **218万5千円**

⑥～⑦: **69万円**（※）**今年度より拡充**

※①と併せて実施する場合は 5 7 万 5 千円

令和 7 年度の交付申請期限 令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

※交付申請の前には事前協議を行っていただく必要があります。本補助事業をお考えの方はお早めにご相談下さい。

＜補助対象となる方＞ エレベーターの防災対策改修を行う **共同住宅の所有者**
(分譲マンションの場合は管理組合)

＜補助対象工事＞ エレベーターの **防災対策改修工事**（裏面をご覧ください）

この他の詳細な申請条件や
手続きについては、大阪市
ホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000563460.html>



補助事業に関する窓口・お問い合わせ先

大阪市 計画調整局 建築指導部 建築確認課

設備担当（⑨番窓口）

住 所：大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
(大阪市役所 3 階)

電 話：06-6208-9304

補助対象となるエレベーターの防災対策改修工事

① P波感知型地震時管制運転装置の設置

初期の微振動（P波）を感知して、本震（S波）が到達する前にかごを最寄り階に自動着床させる装置の設置。

② 主要機器の耐震補強措置

地震時にロープが揺れ、昇降路内の突出物へ絡まることや、駆動装置等の転倒を防ぐ措置。

③ 戸開走行保護装置の設置

駆動装置やブレーキに故障が生じた場合でも、エレベーターの乗場の戸が閉まる前にかごが昇降することを防ぐ装置の設置。

④ 釣合おもりの脱落防止措置

釣合おもりがおもり枠から外れ、落下することを防ぐ措置。

⑤ 主要な支持部分の耐震化

「主要な支持部分」である主ロープやガイドレール等について、構造耐力上の安全性を確保したものにする。

⑥ リスタート運転機能の追加 今年度より拡充

地震時管制運転により最寄り階へ着床する前に何らかの要因で安全装置が作動し、エレベーターが停止しても、その後、安全装置が正規の状態に復帰したことが確認できた場合には、かごを最寄り階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する機能の追加。

⑦ 自動診断・仮復旧運転機能の追加 今年度より拡充

地震時管制運転により、かごを最寄り階に着床させ、運転を停止した後にエレベーター機器の破損等の危険性を機械的に判断し、仮復旧させる機能の追加。



注意事項

- ・①～⑤の防災対策の全部又は一部を実施する場合、改修の結果、当該エレベーターが当該改修工事の着手時点の建築基準法施行令の規定に適合すること。
- ・⑥、⑦の防災対策を実施する場合、当該防災対策を講じたエレベーターが当該改修工事の着手時点の建築基準法施行令の規定に適合すること。
- ・エレベーターを全面的にリニューアルし確認申請を要する工事は補助対象外です。（建築基準法の規定により①～⑤が義務付けされるため。）

【防災対策改修の例】

① 地震時管制運転装置の設置

初期の微振動（P波）を感知して、本震（S波）が到達する前にかごを最寄り階に自動着床させる装置。

② 主要機器の耐震補強措置

地震時にロープが揺れ、昇降路内の突出物へ絡まることや、駆動装置等の転倒を防ぐ措置。

③ 戸開走行保護装置の設置

駆動装置やブレーキに故障が生じ、エレベーターの乗場の戸が閉まる前にかごが昇降することを防ぐ装置。

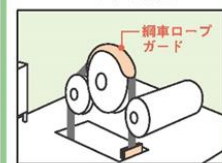
④ 釣合おもりの脱落防止措置

釣合おもりがおもり枠から外れ、落下することを防ぐ措置。

⑤ 主要な支持部分の耐震化

「主要な支持部分」である主ロープやガイドレール等について、構造耐力上の安全性を確保したものにする。

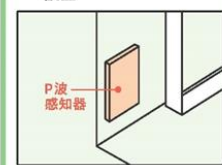
② 巻上機の綱車からのロープはずれ防止



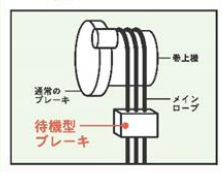
④ 釣合おもりの脱落防止措置



① 地震時管制運転装置の設置



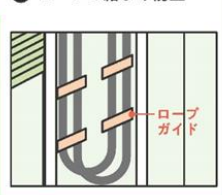
③ 戸開走行保護装置の設置



⑤ 主要な支持部分の耐震化



② ロープの絡まり防止



機械室ありエレベーターの例

⑥ リスタート運転機能のイメージ 今年度より拡充

地震発生

階の途中で運転停止

リスタート運転機能
自動で最寄り階に着床（閉じ込め解消）

地震時管制運転により最寄り階へ着床する前に何らかの要因で安全装置が作動し、エレベーターが停止しても、その後、安全装置が正規の状態に復帰したことが確認できた場合には、かごを最寄り階に着床させて戸を開くことにより、閉じ込めを解消する機能

⑦ 自動診断・仮復旧運転機能のイメージ 今年度より拡充

地震発生

運転休止

自動診断・仮復旧運転機能
自動診断（従来無人運転）
機器の異常がなければ仮復旧

地震時管制運転により、かごを最寄り階に着床させ、運転を停止した後にエレベーター機器の破損等の危険性を機械的に診断し、仮復旧させる機能